

インボイス制度 売主負担の振込手数料等への対応

前回に引き続き2023.10.1より導入される、消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)を紹介し
ます。基本的にインボイスに記載された取引額、税率消費税等を消費税計算の根拠として会計・税務処理を行う
ことを前回紹介しました。今回は発行したインボイスと異なる金銭のやり取りが生じる場合の対応を紹介しま
す。実務上多く生じる例を現時点の国税庁Q&Aに則って紹介しますが、今後Q&Aが追加された場合、適宜
ご案内をいたします。(インボイスの概要について:2021年11月 290号を参照)

売主負担の振込手数料(売掛債権等の支払い時に、振込手数料を相手方負担)

事例として、下図のように「売主が100を請求し、買主が振込手数料5を差引いて95を振込支払」。



現状では、相互に特段の手続き無
く、「**買主は買掛債権全額100の支払
処理、売主は売掛債権全額の入金処
理+振込手数料5の経費処理**」を行っ
ている場合が多いと思われます。

しかし、「**インボイス制度**」が開始す
ると、振込手数料5に相当する部分の
証拠資料(インボイス)がないため、入
出金額95の**差額5(振込手数料)の
処理が問題**となります(従来は、少額の取引については帳簿記載のみで消費税処理が認められていたが、インボイス制度
では帳簿処理のみでの税抜き処理対象が限定される。)

	売主処理	買主処理
現状	現預金 95 / 売掛 100 支払手数料 5 /	買掛 100 / 現預金 95 ※1/ 現預金 5
インボイス制度(R5.10.1~)		
① 売上値引処理	現預金 95 / 売掛 100 売上値引 5 /	買掛 100 / 現預金 100 支払手数料 5 / 仕入値引 5 ※2
② 立替処理	現預金 95 / 売掛 95 — 支払手数料 5 / 売掛 5	買掛 95 / 現預金 95 立替金 5 / 現預金 5 買掛 5 / 立替金 5

※本来、買主側で発生する振込手数料と、その負担を免除されたことによる利益(雑収入)の両建てとなります。※1では現行実務でよくある省略方式、※2が本来の処理です。

その対応として、インボイス制度後では、「①売上値引処理」と「②立替処理」の2通りが考えられます。

①**売上値引処理** : 買主側の意図、取引実態に近いものと推測されます。ただし、この
処理を行うためには、買主は売主から「**適格返還請求書(返還インボイス)**」を取得し、取引内
容(「値引処理」)及び適用される消費税率を明確にする必要がある、という方法です。
※値引処理は、元の取引の消費税率(本則、軽減税率、非課税・不課税取引など)に対応して、
どのように値引きしたのかを明瞭に記載する必要があります。

②**立替処理** : 買主側が振込手数料を立替処理し、買主が金融機関から受領した
「振込手数料のインボイス(振込明細等)」を添付した「**立替金精算書**」を売主に送付して、
立替金と買掛債務の相殺を売主と確認する、という方法です。



上記①②の処理の何れを採用しても、**売主・買主相互に振込手数料5相当の処理方法について、
何かしらの確認を行う手間が生じます**(「返還インボイス」または「立替金精算書」の作成・送付)。
現時点で公表されているインボイス制度を前提とすると、振込手数料の相手方負担の処理は、相
互確認の手間が生じるため、今後の実務に大いに影響するものと推測されます。

その他類似取引

同様に、買主側が買掛債務の端数金額を支払時に控除する「**支払時の端数値引**」にも、上記と同様の処
理の問題が生じ得ます。 今後はこうした処理軽減の観点から、請求書(インボイス)どおりの金額での支
払いを行い、振込手数料は買主負担となる場面が多くなるのでは、と推測されます。

@ 8月の予定

- 8/10・7月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 8/31・6月決算法人の確定申告
- ・3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

